物品売買契約書

　物品の売買について高砂市（以下「発注者」という。）と　　　　　　　（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

　（契約の要項）

第１条　この契約の要項は、次のとおりとする。

1. 品　　名　　　高砂市民病院電子カルテシステム更新
2. 数　　量　　　一式

　　⑶　契約金額　　　　￥　　　　　　　　　★（消費税及び地方消費税の額を含む。）

　⑷　納入期限　　　　　　　　年　　月　　日

　⑸　納入場所

　⑹　契約保証金

　（契約保証金）

第２条　受注者は、契約金額の10分の１以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、発注者において必要がないと認めた場合は、この限りでない。

　（納入及び検査）

第３条　受注者は、第１条第５号の納入場所に物品を納入したときは、直ちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

３　受注者は、前項の検査に合格しないものについては、速やかに代品と取り替えなければならない。この場合において、前２項の規定を準用する。

　（危険負担）

第４条　前条第２項の引渡しの前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除きすべて受注者の負担とする。

　（支払の時期）

第５条　発注者は、第３条の規定により受注者の納品が完了し検査に合格した後、受注者から所定の手続に従って請求があったときは、その日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

　（履行遅滞の場合における損害金）

第６条　受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が、納入期限までに物品を納入しない場合において、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、契約金額から既納部分相当額を控除した残額につき、年2.5パ－セントの割合で計算した額とする。

３　前項の遅延日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第７条 　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による履行完了後においても、同様とする。

⑴　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

⑵　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

⑶　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

⑷　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

⑸　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者を含む。）の刑法第198条に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

３　受注者は、契約の履行を理由として、第１項の違約金を免れることができない。

４　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

　（契約不適合責任）

第８条　発注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

４　追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。

　（契約の解除）

第９条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

　⑴　この契約上の債務の全部の履行が不能であるとき。

　⑵　受注者がこの契約上の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

　⑶　この契約上の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分では契約をした目的が達することができないとき。

　⑷　発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。

　⑸　この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。

　⑹　前５号のほか、この契約及び関係法令に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

　２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、何らの催告を要せずに直ちにこの契約の一部の解除をすることができる。

　⑴　この契約上の債務の一部の履行が不能であるとき。

　⑵　受注者がこの契約上の債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第10条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

⑴　前条の規定によりこの契約が解除された場合

⑵　受注者がその債務の履行を拒否し、又はその債務について履行不能となった場合

２　次の各号のいずれかに掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項各号に該当する場合（前項の規定により、第１項第２号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項の規定は適用しない。

４　第１項の場合において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

５　第１項の違約金は、発注者の受注者に対する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

　（費用の負担）

第11条　この契約の締結に要する費用及び物品の納入に必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

　（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条　受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

　（補則）

第13条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

　本契約の証として、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　発注者　　住所　兵庫県高砂市荒井町紙町３３番１号

　　　　　　　　　　　　高砂市

印

　　　　　　　　　氏名　病院事業管理者　院長　渡　部　宜　久

　　　　受注者　　住所

　　　　　　　　　氏名